

子ども等からの意見聴取の実施と反映について

令和7年10月25日 児童養護施設で小学生から高校生までの16人から意見聴取

カテゴリ	子どもの意見	意見の反映	関連箇所、内容等	
児童相談所	職員のかかわり方	距離感が近くなると気軽に話せるようにはなるが、近すぎると重い話はしづらくなる。程よい距離感が重要である。	計画に反映します	・P20(1)基本理念 ②一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと の下線部を変更 児童相談所は、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、子ども一人ひとりの状況に配慮して気持ちや意見を聴き、ニーズに合った支援は何かについて子どもとともに考え、実行します。 ・P44(2)子どもの権利擁護 ②子どもの意見表明等支援 の下線部を変更 子どもの意見表明権の保障を目的に、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明(セルフアドボカシー)できるように、子どもの状況を理解して関わられる、相談しやすい職員を育成するとともに、意見表明等支援員(アドボケート)と協働できるよう、民間団体等との連携を検討します。
		(施設の職員には日々の生活の相談を)児童相談所の職員には人生を一緒に考えて受け止めてくれるような相談をしたい。	計画に反映します	
		何がしんどいのか自分でも分からないことがある。「何か困っていることはない?」ではなく、「～に困ってない?」というように、自分の感情に気づかせてくれる人は、話してよかったと感じる。	計画に反映します	
		小さな悩みは子ども達も隠してしまう。細かなところにも気を配って話を振ってくれと話しやすい。	計画に反映します	
		ワーカーさんが話に来てくれても、直前になって会いたくなくなることもある。せつかく来てくれたのに申し訳ない気持ちはある。	計画に反映します	
		定期的に会いに来てくれるのもありがたいが、会いたいときに会える環境があると良い。	計画に反映します	
		心理テストのときなど、こちらから児童相談所に出向くことがあるが、正直面倒くさい。部活などの学校生活がある中で、生活に支障が無いようにしたい。	計画に反映します	
		来てほしいけど話はしたくない。	計画に反映します	
		難しい話は分かりづらいので、かみ砕いて説明してくれるとありがたい。ただし、子ども扱いされすぎると話づらい。	計画に反映します	
	相談しやすい職員	関心を持って話しかけてくれる人には相談しやすい。	計画に反映します	
		友達のような職員さんが良い。	計画に反映します	
		中堅がいい。	計画に反映します	
		女性の方が良い。	計画に反映します	
		話が合う人とは趣味の話をしたり、ゲームで遊んだりする。	計画に反映します	
		笑顔で優しく接してくれる人に相談しやすい。	計画に反映します	
		静かで落ち着いている人に相談しやすい。	計画に反映します	
		優しい先生がいい。	計画に反映します	
		女性の先生の方が話しやすい。同性の先生が良いと思う。	計画に反映します	
		ノリがいい人がいい。	計画に反映します	
一時保護施設	職員のかかわり方	北風と太陽のように、優しく接してくれる人のもとでは優しく生活したいという気持ちになる。	運営の参考にします	
		ある日突然一時保護される。納得感のある説明してほしい。	運営の参考にします	
		話を聴いてくれる先生がいい。	運営の参考にします	
	生活面について	ストレスがかかる環境の中で、暴れる子どもを抑え込むために厳しく接すると、さらにストレスがかかって悪循環になる。暴れる子どもは自由な環境に置くと少し大人しくなる印象がある。	運営の参考にします	
		自由時間が多く、自分らしく過ごせることが大事。厳しいルールだとストレスもたまり、問題が起こりやすい。	運営の参考にします	
		健康的な生活ができれば。	運営の参考にします	
		呼んでほしい名前を最初に自分で決めたらいいのではないかな。	運営の参考にします	
		行事が多いと楽しい。	運営の参考にします	
		門限を遅くしてほしい。	運営の参考にします	
		お小遣いをくれたら嬉しい。	運営の参考にします	
		お金を自分で持ちたい。	運営の参考にします	
		カレンダーがほしい。	運営の参考にします	
		衣類部屋から自分で選ぶことができるのがいい。	運営の参考にします	
洋服は自分で選びたい。	運営の参考にします			
服を替えられるのがいい。	運営の参考にします			
食事のリクエストを聞いてほしい。	運営の参考にします			
好きなご飯をリクエストできるのがいい。	運営の参考にします			
食事中はしゃべりたい。友達同士で座りたい。	運営の参考にします			
食堂で席を自分で選びたい。	運営の参考にします			
おいしい食事がいい。	運営の参考にします			
がんばったらおやつがもらえるのがいい。	運営の参考にします			

入浴	おやつはたくさんがいい。	運営の参考にします	
	家のようなお風呂がいい。	計画に記載しています	P35(3)所要室の構成 ■一時保護エリア 幼児用脱衣室・浴室、(学齢児ユニット)脱衣室・浴室:「安全で家庭的な設えとする」
	シャワーなら30分入れたら十分。その時の人数によっても時間が変えられると良い。	運営の参考にします	
	子ども同士でお風呂に入る時間を決められる方がいい。	運営の参考にします	
	お風呂にゆっくり入りたい。	運営の参考にします	
環境・設備	お風呂に入った後も外に行きたい。	運営の参考にします	
	学校の友達と話するとき、自分のいる環境を誇りに思えたり、自信を持って話せたりするところだと良い。	運営の参考にします	
	明るく、空気の濁っていないところが良い。	設備の参考にします	
	家のような環境が良い。	計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ②生活空間 2行目:「～…家庭的で温かみのある施設となるよう留意します。」 P35「安全で家庭的な設えとする」
	家のような雰囲気が良い。	計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ②生活空間 2行目:「～…家庭的で温かみのある施設となるよう留意します。」 P35「安全で家庭的な設えとする」
	畳の部屋は嫌。	設備の参考にします	
	畳は嫌。2段ベッドがいい。	設備の参考にします	
	自分の部屋がほしい。	設備の参考にします	
	部屋に机がほしい。	設備の参考にします	
	部屋にテレビがあるのがいい。	設備の参考にします	
	部屋は暖色の電気が良い。	設備の参考にします	
	体育館でボールで遊べたらいい。	設備の参考にします	
	併設の体育館で、卓球、バドミントン、リレーなど体を動かせればいい。	設備の参考にします	
	体育館があるとよい。体育館に来て運動したくない子のためにマットなどを置いておくのと良い。	設備の参考にします	
	外に出たい。体育館以外に外で遊べるところがあると良い。	計画に記載しています	P35(3)所要室の構成 ■一時保護エリア 「園庭又は屋上園庭」
	一時保護施設内にある公園で遊べればいい。	計画に記載しています	P35(3)所要室の構成 ■一時保護エリア 「園庭又は屋上園庭」
	自転車があるとよい。	設備の参考にします	
子ども同士の関係性	年齢によってある程度の区分は必要である。中高生と小学生は一緒に生活しているとお互いストレスになってしまうこともある。	計画に記載しています	P32(1)整備方針 ①子どもの安全・安心への配慮 P35(3)所要室の構成 ■一時保護エリア
	年上が年下に厳しいところは、その下の子どもにも厳しくあたることが多い。優しさの連鎖があると良い。	運営の参考にします	
	部屋は年齢を分けてほしい。精神的にしんどくなる。	計画に記載しています	P32(1)整備方針 ①子どもの安全・安心への配慮 P35(3)所要室の構成 ■一時保護エリア
	小学生は大部屋がいいかもしれない。低学年と高学年で分けた方がよい。	運営の参考にします	
遊び	ゲームは友達になるきっかけで、ボードゲームであっても置いてあると嬉しい。	運営の参考にします	
	ゲームやネット、スマホなどは使えると良い。	運営の参考にします	
	遊びの幅は広がるような、編み物など普段やらないことができれば。	運営の参考にします	
	カラオケができれば。	運営の参考にします	
	動画を見るだけでもいいからスマホが使いたい。投稿などはできなくてよい。	運営の参考にします	
	漫画がたくさんあるといい。	運営の参考にします	
	漫画が読めたらいい。	運営の参考にします	
	テレビやインターネット、ゲームが使いたい。	運営の参考にします	
	ゲームがしたい。	運営の参考にします	
	スイッチがしたい。	運営の参考にします	
	ゲームの制限がないのがいい。	運営の参考にします	
	小学生でもスマホを使いたい。(YouTube、LINE、インスタグラムを使いたい。)	運営の参考にします	
	学校	一時保護中も在籍校に通えるといい。友達と離れるのは寂しいし、友達を心配させてしまうのが嫌な子もいると思う。	計画に記載しています
一時保護所から在籍校に登校したい。		計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ③教育・学習支援
学校に行きたい。		計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ③教育・学習支援
学校の行事に行きたい。		計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ③教育・学習支援
自分に合った勉強がしたい。		計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ③教育・学習支援
(学校の教材でなく)一時保護施設の教材だけだと、学校に戻ったときに遅れてしまう。		計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ③教育・学習支援

カテゴリ		子どもの養育者である施設職員の意見	意見の反映	内容、関連箇所	
児童相談所	職員	施設を訪問して子どもと会う頻度	<p>最初から話しやすい関係は難しい。定期的に訪問してくれることで気にかけてくれていると分かるため、回数を重ねるごとに子どもも話しやすくなる。</p>	<p>計画に反映します</p>	<p>・P20(1)基本理念 ②一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと の下線部を変更</p> <p>児童相談所は、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、子ども一人ひとりの状況に配慮して気持ちや意見を聴き、ニーズに合った支援は何かについて子どもとともに考え、実行します。</p>
			<p>緊張の高い子どもは頻度を増やしてほしい。訪問の頻度が少ないと、ケースワーカーが子どもにとって相談相手の対象にならない。</p>	<p>計画に反映します</p>	<p>・P44(2)子どもの権利擁護 ②子どもの意見表明等支援 の下線部を変更</p> <p>子どもの意見表明権の保障を目的に、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明(セルフアドボカシー)できるように、子どもの状況を理解して関われる、相談しやすい職員を育成するとともに、意見表明等支援員(アドボケート)と協働できるよう、民間団体等との連携を検討します。</p>
			<p>面会の頻度の希望は子どもによるが、近くに来たので顔だけ見ていっていいですか、といってくれるのがよい。子どもにとっては、会いに来たということが大事なのではないか。</p>	<p>運営の参考にします</p>	
	子どもへのかかわり方	<p>年齢にもよるが、虐待を受けた子どもなどは自分の気持ちに気づくことや言語化が難しいことも多い。言語化が上手で、子どもの背景をくみ取って促すことができるケースワーカーだと良い。</p>	<p>計画に反映します</p>	<p>・P20(1)基本理念 ②一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと の下線部を変更</p> <p>児童相談所は、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、子ども一人ひとりの状況に配慮して気持ちや意見を聴き、ニーズに合った支援は何かについて子どもとともに考え、実行します。</p> <p>・P44(2)子どもの権利擁護 ②子どもの意見表明等支援 の下線部を変更</p> <p>子どもの意見表明権の保障を目的に、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明(セルフアドボカシー)できるように、子どもの状況を理解して関われる、相談しやすい職員を育成するとともに、意見表明等支援員(アドボケート)と協働できるよう、民間団体等との連携を検討します。</p>	
<p>子どもの発達などに合わせて、文字ではなくイラストで説明してくれると良い。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>イラストに、子ども自身の名前が書いてあって、順序立てて説明してくれると有難い。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子どもには様々な入所理由や生育環境がある。安心して自分の気持ちを伝えていいと思えるような受容的な態度や、子どもの気持ちを知ろうとしてくれる態度が重要。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子ども自身が、相談することはないと思っている場合もあるので、子どもの意向を尊重して聞き取る役割がケースワーカーであると伝わるようなやり取りをしていただきたい。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子どもと話をするとき、折り紙や塗り絵を持ってきてくれる等、子どもとの関係をつくるために工夫するなど、子どもとの関係をどうつくっていくか、という視点ももって接してほしい。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>家庭での事情の聞き取りは子どもにとって嫌なことである場合もあり、児童福祉司との面会に後ろ向きな子どももいる。聞き取りだけでなく少し遊ぶなど、面会を前向きに考えられるような工夫をしてくれると有難い。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子どもにとっては、大人と1対1で部屋に残されること自体、緊張感のあることだと理解してほしい。幼児などは泣いて終わってしまうこともある。そのような場面を想定して、おもちゃを持っていたりすると有難い。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子どもの好きなものを持ってきてくれるケースワーカーだと楽しく面会できる。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子どもの入所経過を十分に理解した上で会いに来てほしい。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>訪問の頻度が少ないと、児童福祉司から子どもに対して厳しいことなどを言いつらいこともあるようだが、役割としてダメなことはダメと伝えてほしい。</p>		<p>計画に反映します</p>			
<p>子ども自身の行動や保護者への対応に課題があるケースでは、必然的に児童相談所との連絡頻度が高くなり、その中で方針を修正する機会もある。一方で、保護者に動きがない場合や子どもが安定している場合、児童相談所との連絡の機会が少なくなる。そのようなケースでも、足を運んで子どもと関わってほしい。</p>		<p>運営の参考にします</p>			
<p>施設や子どもの状況を察してくれる職員が話しやすい。</p>		<p>運営の参考にします</p>			
<p>子どもは信頼関係ができていないと本音が言えない。一方で、近い関係性だからこそいえないこともあるので、施設職員ではなく、児童福祉司だから話せるということもあると思う。</p>	<p>運営の参考にします</p>				

		問題行動があったから会いに来ると、トラブルの件で会いに来ると察して会いたくないという子どももいる。	運営の参考にします	
		問題行動があったから会いに来るのでは関係性が作れない。	運営の参考にします	
		児童福祉司には、その子どもにとって何が必要なのか、その子に合わせた見立て、方針をしっかりと立てて会ってほしい。	運営の参考にします	
	職員間連携	児童心理司と児童福祉司の連携について、子どもとの面談は児童福祉司のほうが多いと思うので、その内容を児童心理司に伝え、(心理)検査の様子等を児童福祉司と共有すれば、見立てもしやすくなり、もっと早くケースが進むのではないか。	運営の参考にします	
設備		待合室に遊べるものなどを用意していたり、ビデオが見られるようになっていっているとよい。	設備の参考にします	
		相談に来た子どもが遊べるスペースや、親子で遊べるスペースがあるとよい。	計画に記載しています	P34(3)所要室の構成 ■相談部門(専門的ケアエリア) 幼児用プレイルーム・観察室、学童用プレイルーム、親子の遊びのスペース
		大きい駐車場があるとよい。	計画に反映します	P32(1)整備方針 ②来所者への配慮 来所者が安心して来訪、相談できる施設となるよう、必要な駐車場スペースを確保するとともに、相談室や待合スペース等は来所者のプライバシーに最大限配慮した配置とします。
		頑丈なつくりしておくことが大切。	計画に記載しています	P32(1)整備方針 ①子どもの安全・安心への配慮
		子育ての悩みは些細なことの積み重ねがしんどくなっていくものなので、些細なことを相談できる場所であってほしい。	運営の参考にします	
連携		児童相談所が作成する援助方針を踏まえ、入所後3か月のタイミングで施設が自立支援計画を作成する。児童相談所との共有は電話連絡で済ませることが多いため、この機会に直接会って共有できると良いかもしれない。	運営の参考にします	
		施設としても、様子を頻繁に聞いてくれると、直接会った時に情報共有しやすい。	運営の参考にします	
		子どもに視点を置いている施設と、保護者に視点を置いている児童相談所という構造になってしまうので留意したい。	運営の参考にします	
		支援の方針は足並みをそろえて、役割分担できると良い。	運営の参考にします	
		施設の視点として子どもの様子を児童相談所に伝えてはいるが、子どもを見る上で必要な視点が抜けているかもしれない。必要な視点を提示してくれるケースワーカーであれば、子どもに対する共通理解が深まる。	運営の参考にします	
		児童相談所と施設で見せる顔が違う子どももいるので、施設での様子も受け止めてほしい。	運営の参考にします	
		入所時の情報が詳しいと有難い。入所してからわかることが多いので、児童相談所でも見立てをしていただけると、そのつもりで対応できる。	運営の参考にします	
		施設は集団生活のため、一人の子どもの問題行動が全体に影響することもある。子どもたちの問題行動が発生した場合などは、どのように対応したらよいか、児童福祉司にも一緒に検討してもらえるとありがたい。	運営の参考にします	
		医療の関わりのある子どもが増えてきているので、顔を合わせて話せる機会が多いとよい。	運営の参考にします	
		問題行動がある場合に、施設としても子どものどこに困っているのか、何ができたらよいか等の見立てをもって伝えられたらと思うが、児童相談所にも、検査の結果を踏まえてどうしていくべきか、一緒に考えてほしい。	運営の参考にします	
		保護者の対応が大変なときに間に入っていただけると有難い。	運営の参考にします	
		施設退所後に福祉サービスにつなぐ際に、(療育)手帳交付や生活保護申請等をするにあたり、市町村との調整が必要な場合に間に入ってもらえるとありがたい。	計画に記載しています	P21(2)基本方針 ①医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること P29(3)児童相談所・まるっとこどもセンターと関係機関・団体の連携
		担当児童福祉司が判断や対応を持ち帰った場合には、早めに返事がほしい。	運営の参考にします	
		児童相談所と施設とで3日間互いの職場を体験する研修がある。どんな状況の中で電話を受けてきているのか、緊急対応がどんな状況かなど分かってよい。	運営の参考にします	

一時保護施設	設備・支援	生活面について	(生活のルールについて)安全のためにSNSの制限なども必要だとは思いますが、今の子どもにとっては厳しいことなので、すべてを遮断するやり方でよいのか。工夫できることがあると思う。	運営の参考にします	
			一時保護所で楽しかったことを聞くことがあり、制限がある中でも楽しい経験ができると思う。	運営の参考にします	
			私物の持ち込みやルールについて、子どもに対して説明してくれてはいるが、一回で納得できる子どもばかりではないので、納得できるまで説明してくれたり子どもの意見も聞いてくれることが重要。	運営の参考にします	
			一時保護はスピード感が大事なのではないか。一時保護の目的を決めて、いつまでに保護解除する、〇〇が達成したら解除するなど、目的やゴールを明確にすることが必要だと思う。その方が保護される子どもも安心するし、納得する。	運営の参考にします	
			一時保護施設は、虐待を受けてすぐに来る場所なので、生きているだけでいいと伝えてくれて、ほめてくれる、認めてくれるかわりがあると、子どもたちは安心すると思う。	運営の参考にします	
			一時保護施設は子どもにとって希望になる場所でもあるので、少し夢を見せることも大事ではないか。同時に世間を知る場所でもあるので、常識を伝えていく必要もあるが、認めてもらえる場所であることが大切である。	運営の参考にします	
			アットホームな雰囲気をつくってほしい。	計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ②生活空間 2行目:「～…家庭的で温かみのある施設となるよう留意します。」
			学習保障がしっかりできると良い。一時保護が長期化している子どもが措置後に学校に通う際に、その分の遅れを取り戻すことが子どもにとって大変だと感じる。	計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ③教育・学習支援
	設備	大部屋では一人で考える時間が取れなかったり、大勢がいる空間が苦手な子どももいるため個室は重要。自分と向き合う時間が必要。	計画に記載しています	P23(3)一時保護機能 ②生活空間 P32(1)整備方針 ①子どもの安全・安心への配慮 P35(3)所要室の構成 ■一時保護エリア	
	連携	一時保護所から提供される記録がかなり詳細で、施設での様子と比較できて有難い、一方、情報量が多いため、簡単な一時保護所内での見立てを、児童福祉司を通して聞けると有難い。	運営の参考にします		